

満91歳以上の方向けの『標準入居金』のご案内

「グランダ桜新町」標準入居金			
対象	利用開始日時点で 満75歳以上満91歳未満の方	利用開始日時点で 満91歳以上の方	
償却について	償却期間:60ヶ月 5年以内にご退居された場合、 ご入居の期間に応じて入居金の一部を返還いたします。 入居金をご契約時に3割を償却し、 残り7割を5年(60ヶ月)均等で償却します。	償却期間:36ヶ月 3年以内にご退居された場合、 ご入居の期間に応じて入居金の一部を返還いたします。 入居金をご契約時に3割を償却し、 残り7割を3年(36ヶ月)均等で償却します。	
契約方式	a方式、b方式からお選びいただけます	a方式のみの設定となります	
A1タイプ	a方式	1,780万円	1,068万円
A2タイプ	a方式	2,575万円	1,545万円
B1タイプ	a方式	3,070万円	1,842万円
B2タイプ	a方式	4,225万円	2,535万円
B3タイプ	a方式	4,720万円	2,832万円
B4タイプ	a方式	5,050万円	3,030万円

●Bタイプ(2名利用)の場合
 利用開始日時点で2名様とも満75歳以上であることが
 適用条件となります。

●Bタイプ(2名利用)の場合
 利用開始日時点で2名様とも満91歳以上であることが
 適用条件となります。